

令和7年度 吹田市社会福祉法人等 指導監査説明会

お忙しい中、令和7年度 吹田市社会福祉法人等指導監査説明会のご視聴ありがとうございます。
また、日頃より、吹田市の福祉行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。
さて、この説明会は、社会福祉法人運営の一層の適正化と円滑な指導監査の実施を確保するために、
昨年度の指導監査の結果や、指導監査において頻出する指摘事例等について、説明するものです。
説明会を通じ、より一層適正な法人運営の実施に役立てていただければ、幸いです。
どうぞ、よろしく願いいたします。
それでは、吹田市福祉指導監査室（法人担当）より、ご説明させていただきます。



【説明項目】

1. 指導監査について

2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

3. 事務連絡

今回の説明会においては、大きく分けて3つの説明項目がございます。

- 1つ目は、指導監査について、
- 2つ目は、指導監査における頻出する指摘事例について、
- 3つ目は、事務連絡です。

まず、ひとつ目の項目、「指導監査」についてご説明します。



1. 指導監査について

(1) 令和6年度指導監査の結果、指摘事項の概要

(2) 令和7年度指導監査の実施方針

(3) 指導監査実施の流れ

この項目においては、令和6年度指導監査の結果並びに指摘事項の概要、令和7年度指導監査の実施方針及び指導監査実施の流れについてご説明します。



1. 指導監査について

(1) 令和6年度 指導監査の結果

社会福祉法人					
対象数			30法人		
実施数			8法人		
実施率			26.6%		
文書指摘	本部運営	4件	口頭指摘	本部運営	6件
	本部会計	9件		本部会計	7件
合計		13件	合計		13件

令和6年度 社会福祉法人における指導監査の結果は、上記表のとおりでした。
 社会福祉法人については、全30法人のうち、8法人に対して指導監査を実施しました。
 指導監査の結果、文書指摘については、13件、口頭指摘については、13件ありました。



1. 指導監査について

(1) 指摘事項の概要

社会福祉法人 本部運営

文書指摘事項	文書指摘数
①定款に関すること	0
②評議員、理事、監事に関すること	1
③評議員会・理事会に関すること	3
④その他	0
合計	4

指摘事項の主な事例

1. 理事の選任手続きが適切に行われていない事例。(1件)
2. 理事会において、評議員会の招集についての決議を行っていない事例。(1件)
3. 理事会において、理事長が職務執行状況報告を行っていない事例。(2件)



1. 指導監査について

(1) 指摘事項の概要

社会福祉法人 本部会計

文書指摘事項	文書指摘数
①決算関係書類について	9
合計	9

指摘事項の主な事例

1. 次期繰越活動増減差額(累積欠損金)の増加が著しく、持続可能かつ健全な運営体質へ改善が求められる事例(1件)
2. 過去に立てた仮勘定について、その後の処理を怠っている事例。(1件)
3. 引当金について、当期末要支給額に対し大幅な差額が生じている事例。(1件)
4. 設備資金借入金について、1年内返済予定設備資金借入金に計上していない事例。(1件)
5. 財産目録と残高証明書の整合性がとれていない事例。(1件)
6. 内部取引の相殺消去等をしていない事例。(2件)
7. 計算書類の注記において、特定の項目が抜けている事例。(1件)



1. 指導監査について

(2) 令和7年度指導監査の実施方針

令和7年度指導監査の実施方針ですが、昨年から引き続き、令和7年度についても、事前確認作業を増やし、滞在時間を短縮することにより、効率的な指導監査の実施に努めます。

実施期間は、6月上旬から2月末までを予定しています。

また、監査体制は、2～4名程度、監査項目は、「法人運営」と「法人会計」です。

※ 指導監査は、原則、実地指導監査の手法により実施することとします。

なお、必要がある場合は、一部を書面等による指導監査により実施するものとします。

また、確認書類等の一部を抽出して監査を行うなどし、指導監査の効率化及び法人負担の軽減に努めます。

対象	社会福祉法人
根拠法	社会福祉法第56条
実施時期	6月上旬～2月末頃
監査体制	福祉指導監査室 職員 2～4名程度
監査項目	法人運営、法人会計
実施方法	実地監査



・施設内等で利用者、入所者、職員に感染症の流行が確認された場合は、実地監査を中止させていただく場合があります。なお、市職員に感染者が確認された場合も同様とします。

(3) 指導監査実施の流れ

(1) 日程調整 **【指導監査実施の概ね2ヶ月前】**
指導監査対象法人に対して日程調整を行います。



(2) 実施通知 **【指導監査実施の概ね1ヶ月前】**
指導監査対象法人に、指導監査の実施を通知(実施日時、当日準備書類等の必要事項を通知)します。



(3) 指導監査事前提出資料の作成及び提出
指導監査にあたり、必要な資料を事前に提出お願いします。
事前提出資料以外にも、当日に準備いただく資料があります。



(4) 指導監査実施 **【指導監査実施当日】**

- ・指導監査対象法人へ、監査(原則、実地監査)します。
- ・社会福祉施設(保育所、認定こども園)と合同監査を実施する場合があります。
- ・必要に応じて公認会計士が同行します。



次ページに続きます



③指導監査実施の流れ

前ページ続き

(5)指導監査の結果通知【指導監査実施の概ね1ヶ月以内】

- ・実施日から1ヶ月以内に、法人に文書で結果を通知します。
- ・文書指摘事項がある場合、是正・改善の状況について、書面による報告(改善報告書)を求めます。

文書指摘事項がある場合

(6)改善報告書の提出

- ・(5)指導監査の結果通知時において、文書指摘事項があった場合は、改善報告書を作成し、提出してください。

文書指摘事項がない場合

(7)改善事項の確認

- ・必要に応じて指摘事項の改善状況を確認します。

指導監査完了



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

① 本部運営関係

② 本部会計関係

③ その他



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 1)

理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫(インターネットを利用するなど)することなどにより欠席者が出ないように理事会を招集すること。

(解説)

理事会は、法人の業務執行を決定する重要な機関です。
理事会及び評議員会について、書面による議決権の行使は認められていませんが、ウェブ会議等インターネットを活用した参加は認められています。
また、一部の役員がウェブ会議等で参加しても差し支えありません。これらを活用し、なるべく欠席者が出ないように開催してください。また、参加形態について、議事録に記載しておいてください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 2)

理事の選任に当たっては、理事は、社会福祉法第44条第4項の規定により、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」及び「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれなければならないところ、評議員会における決議に際して、いずれに該当するかが必ずしも十分に明らかにされていなかった事実が認められた。

役員の適格性を審議する上で重要な情報であることから、今後の役員の選任に当たっては、評議員会において、各候補者がいずれの要件に該当しているのか明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行うこと。

(解説)

理事については、社会福祉法第44条第4項の規定により、一定の者を含める必要があります。

慣習的に選任するのではなく、理事として含まれていない者に該当するかを都度明らかにしたうえで、選任を行ってください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 3)

代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。

(解説)

登記の変更期限は、組合等登記令により、代表権を有する者(理事長)については「**変更から2週間以内**」、資産総額については「**毎事業年度の末日から3か月以内**」となっておりますので、それまでに必ず登記を完了させてください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 4)

事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第45条の28の規定により、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成すること。

(解説)

事業報告の附属明細書は、「**事業報告の内容を補足する重要な事項**」を記載するものであり、事業報告と同様に作成及び所轄庁への届出が義務付けられています。

なお、該当する事項がない場合は、その旨を記載した附属明細書の作成及び届出をお願いします。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 5)

評議員の選任にあたり、評議員候補が「欠格事由に該当しないこと」「当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと」「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないこと」を確認していないため、確認すること。

(解説)

社会福祉法第40条で規定する欠格事由(評議員になることができない者)に該当しないことや、特殊関係者に該当しないこと等について、書面(誓約書、履歴書等)による確認を必ず行ってください。

なお、令和4年4月1日より欠格事由に「**暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者**」が追加されていますので、御留意ください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 6)

評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないため、今後は理事会の決議により定めること。

(解説)

社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項において、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は、当該事項等について、理事会の決議により定めなければならないとされています。

評議員会の招集通知を発する前に、必ず理事会で決議を行ってください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 7)

評議員会の招集通知が開催日の1週間前までに発出されていないため、期日までに発出すること。

(解説)

評議員会について招集通知を発出するにあたり、招集通知の発出日と開催日は、中7日間以上空ける必要があります。

例えば、6月14日に開催する場合は、6月7日ではなく、6月6日までに招集通知を発出しなければなりませんので、御注意ください。

なお、理事会についても同様の取扱いです。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例 8)

理事会及び評議員会の決議にあたり、特別の利害関係を有する理事、評議員の存否が確認されていないため、確認すること。

(解説)

理事会及び評議員会の決議においては、**議案について利害関係を有する理事、評議員が議決に加わることができません。**

そのため、理事会及び評議員会の開始前に、議案について利害関係を有する理事、評議員がいないかについて、招集通知において確認するか、理事会及び評議員会の開始前に確認を取ってください。

また、確認を取ったことについて、議事録に記載しておいてください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例9)

評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。

(解説)

評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に規定される下記の事項を漏れなく記載してください。

(法施行規則第2条の15第3項に規定される事項)

- 一 評議員会が開催された日時及び場所
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例10)

監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、改めること。

(解説)

社会福祉法第43条第1項及び第3項により準用される、一般法人法第72条第1項の規定により、評議員会に提出された監事の選任に関する議案については、**在任する監事の過半数の同意を得ることが必要です。**

同意書を徴取するか、理事会における評議員会議案に係る決議の場において、同意を得てください。

なお、同意を得た場合は、その旨を議事録に記載してください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

①本部運営関係

(指摘事例11)

理事長(及び職務執行理事)は、自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がなされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。

(解説)

理事会は、定款に規定している周期(「4箇月を超える間隔で2回以上」等)で開催してください。

また、理事長(及び職務執行理事)の自己の職務の執行状況報告は、実地開催の理事会で報告する必要があり、決議省略の対象にはなりませんので御留意ください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

②本部会計関係

(指摘事例1)

社会福祉法人会計基準第29条に定める計算書類に対する注記項目のうち、第1号、第3号、第9号、第10号以外の項目については、当該項目がない場合であっても、項目自体を省略することができないとされているにもかかわらず、第15号(合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要)が記載されていないため、記載すること。

(解説)

令和3年度決算分より、社会福祉法人会計基準第29条第15号の項目(合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要)についても、該当の有無に関わらず注記に記載してください。

また、経理規程に定める注記事項においても、同項目を追記しておいてください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

②本部会計関係

(指摘事例2)

経理規程に定める役職者(例:会計責任者、出納職員、契約担当者等)が理事長から任命されていないため、任命を行うこと。

(解説)

会計責任者及び出納職員については、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項により、理事長が任命するものとされていますので、理事長から任命を行い、辞令を交付してください。

また、契約担当者や固定資産管理者についても、経理規程に則り、理事長から任命を行い、辞令を交付してください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

②本部会計関係

(指摘事例3)

予算承認の手続き(例:収支予算書の作成、補正予算の作成、予算の流用等)が定款等に則したものとなっていないため、定款等に則り適正な手続きを行うこと。

(解説)

収支予算書の作成について、理事会の承認だけでなく、評議員会の承認を得る必要がある場合があります。定款を確認のうえ、適正に手続きを行ってください。

また、勘定科目間の流用や、補正予算の作成については、理事会や理事長の承認を得る等、経理規程に則って適正に手続きを行ってください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

②本部会計関係

(指摘事例4)

契約の手続きが経理規程に則したものとなっていないため、経理規程に則り適正な事務処理を行うこと。

(解説)

一般競争契約、指名競争契約、随意契約等の契約の手続きに係る事務処理について、今一度経理規程を十分確認していただき、規程に則って適切に行ってください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

②本部会計関係

(指摘事例5)

(1)計算関係書類等の様式(例:計算書類、附属明細書等)が会計基準に則して作成されていないため、会計基準にて定められた各様式に則り適正に作成すること。

(2)附属明細書は、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであるため、計算書類の金額と附属明細書の金額は一致させること。

(解説)

計算書類等の様式については、会計基準において様式や必要な記載事項が定められていますので、正しい内容で作成してください。

また、計算書類と附属明細書の記載内容に不一致が生じないように、十分に確認を行ってください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

③その他

(指摘事例1) 役員等報酬規程について

(解説)

支給手段(現金払い、口座振替等)、支給時期の記載がない事例が見受けられます。

社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、下記の項目について記載が必要です。御留意ください。

- ・役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分
- ・報酬額の金額の算定方法
- ・支給の方法(支給の時期や支給の手段)
- ・支給の形態(現金、現物の別。なお、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかである場合は、記載をしなくても差し支えない。)



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

③その他

(指摘事例2) 定款の公表について

(解説)

最新分の定款をインターネットで公表していない事例が見受けられます。
WAMNETを活用して、最新分の公表を行ってください。

(指摘事例3) 評議員会及び理事会における決議省略について

(解説)

決議省略についての同意書や、監事が異議を述べていないことを示す書類について、徴取した日付が空白となっているケースが散見されます。
全員の書類を徴取した日が決議日と見なされますので、日付が空白とならないように御注意ください。



2. 指導監査において頻出する指摘事例について(解説)

③その他

(指摘事例4) 予算の決議について

(解説)

定款に定める決議事項以外の事項(収支予算及び事業計画、補正予算の承認等)については、評議員会での決議は不要ですので、御留意ください。

なお、法人によっては収支予算及び事業計画、補正予算の承認について、評議員会の決議が必要な場合があります。定款を御確認ください。

(指摘事例5) 決議省略と招集省略について

(解説)

決議省略と招集省略を混同されている事例が見受けられるため、御留意ください。

<決議省略>

評議員会等を開催しない代わりに、書面により役員等の同意を得ることで決議が行われたとみなすもの。

<招集省略>

評議員会等の開催に先立って行う招集手続きを省略するもの。



3. 事務連絡

- ① 現況報告書等の届出は令和7年6月30日(月)までとなっております。やむを得ず遅延する場合は、福祉指導監査室まで御連絡ください。

- ② 資産総額の変更登記につきまして、6月末までに忘れずに行ってください。



3. 事務連絡

③ 指導監査につきましては、実施の2ヵ月程度前に、対象法人に対して日程調整の連絡をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

④ 社会福祉連携推進法人の設立について、少しでも検討されている場合は、7月末までに必ず御連絡下さいますようお願いいたします。



3. 事務連絡

⑤ 法人運営に係る御質問につきましては、本市ホームページ(福祉指導監査室)における問合せフォームでも対応していますので、御活用ください。(メールまたは電話にて回答させていただきます。)

- > [有料老人ホーム事業者](#)
- > [軽費老人ホーム事業者](#)
- > [障がい福祉サービス等事業者](#)
- > [無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業](#)
- > [保育施設等における虐待に係る対応](#)

このページに関するお問い合わせ

福祉部 福祉指導監査室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 (高層棟7階 705番窓口)

電話番号：

【社会福祉法人・児童福祉施設】 06-6105-8006

【障がい事業者】 06-6105-8007

【介護事業者】 06-6105-8009

ファクス番号：06-6369-7349

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

福祉指導監査室ホームページの下部

トップページ > 市政 > 市の組織・各課のご案内 > 福祉部 > 福祉指導監査室

URL

<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/organization/1018771/1013873.html>



事務連絡

⑥ 社会福祉法人運営に係る自己点検表を、本市ホームページに掲載していますので、適切な法人運営のために適宜、ご活用ください。

4 社会福祉法人等の指導監査

ページ番号1013934 更新日 2023年4月

吹田市社会福祉法人等指導監査要領、吹田市社会福祉連携推進法人指導監査要領、吹田市指導監査実施方針等に基づき、会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設等に対して、指導監査を行っています。詳しくは、下記指導監査要領及び指導監査実施方針を御覧ください。

- [吹田市社会福祉法人等指導監査要領 \(PDF 212.4KB\)](#)
- [吹田市社会福祉連携推進法人指導監査要領 \(PDF 189.2KB\)](#)
- [吹田市社会福祉法人等指導監査実施方針 \(PDF 284.5KB\)](#)
- [\(参考\) 社会福祉法人指導監査実施要綱／指導監査ガイドライン \(平成29年4月27日付け厚生労働省通知\) \(PDF 1.7MB\)](#)
- [\(参考\) 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱／指導監査ガイドライン \(令和4年12月26日付け厚生労働省通知\) \(PDF 1.3MB\)](#)

社会福祉法人自己点検・自己評価表

法人の適正な運営のため、御活用ください。

- [法人運営 \(Excel 217.0KB\)](#)
- [法人本部会計 \(Excel 91.7KB\)](#)

トップページ > 健康・福祉 > 社会福祉法人等の認可・指導監査 > 社会福祉法人 > 4 社会福祉法人等の指導監査

吹田市ホームページ ページ番号「1013934」

URL

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1018722/1013934.html>



事務連絡

⑦ 「参加確認票」提出のお願い

提出先：fukusi_sidou@city.suita.osaka.jp

吹田市泉町 1 - 3 - 40

(吹田市福祉指導監査室 社会福祉法人担当宛)

提出方法：郵送 もしくは 電子メール

提出期限：令和 7 年 7 月 11 日 (金)

本説明会の参加確認として、ご案内に添付しております、「参加確認表」にご記入のうえ、提出期限までに郵送もしくは電子メールにてご提出いただきますようお願いいたします。このページを持ちまして、令和7年度 吹田市社会福祉法人等指導監査説明会を終了します。

本日は、お忙しい中、ご視聴いただき、ありがとうございました。

